

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

新温泉町長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務
②事務の概要	電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給要件の確認(税情報等の各種情報の照会)
③システムの名称	1. 基幹系業務システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】:(1)番号法第19条第8号及び別表第二の121の項(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 【情報提供の根拠】:なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新温泉町 福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5622
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務においては、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守しており、対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。助成対象者の認定の際には、申請書及び記載例により案内し、必要でない者の特定個人情報を記入することのないよう配慮している。</p> <p>また、特定個人情報が記載された申請書の保管、廃棄については人手を介在させる作業が発生するが、情報が流出することのないよう保管棚に保管の上、廃棄にあたっては保存年限を超えたものから、焼却処分を行うこととしている。複数人による処理としているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された紙の申請書等はファイルを作成し年度ごとに鍵のかかる保管棚へ保管している。またUSBメモリ等持ち運びができる媒体に保存することはない。なお、今後USBメモリ等を使用する場合でも、庁内で使用するUSBメモリについては、許可を得た媒体しか使用できず、またパスワードによる保護を行っている。 廃棄については、書類保存期間を経過したものから適宜廃棄処分しているが、廃棄にあたって情報が流出することのないよう、複数人で処理し、特定の施設で焼却処分を依頼している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月9日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	福祉課	事後	
令和8年3月9日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	福祉課長	事後	
令和8年3月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	新温泉町 福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5622	事後	
令和8年3月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務においては、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守しており、対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。助成対象者の認定の際には、申請書及び記載例により案内し、必要でない者の特定個人情報を記入することのないよう配慮している。また、特定個人情報が記載された申請書の保管、廃棄については人手を介在させる作業が発生するが、情報が流出することのないよう保管棚に保管の上、廃棄にあたっては保存年限を超えたものから、焼却処分を行うこととしている。複数人による処理としているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠		特定個人情報が記載された紙の申請書等はファイルを作成し年度ごとに鍵のかかる保管棚へ保管している。またUSBメモリ等持ち運びができる媒体に保存することはない。なお、今後USBメモリ等を使用する場合でも、庁内で使用するUSBメモリについては、許可を得た媒体しか使用できず、またパスワードによる保護を行っている。 廃棄については、書類保存期間を経過したものから適宜廃棄処分しているが、廃棄にあたって情報が流出することのないよう、複数人で処理し、特定の施設で焼却処分を依頼している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加